



NEWS RELEASE

令和4年3月10日

お客様各位

山形信用金庫

「未利用口座管理手数料」の導入および預金規定の一部改定について

当金庫は、長期間ご利用のない預金口座を対象とし、未利用口座管理手数料を導入します。また、「預金口座解約手続きの簡素化」の実施、「未利用口座管理手数料」の導入に伴い預金規定の一部改定を行います。

本件は、長期間利用の無いお客さまへの口座利用の促進ならびに特殊詐欺等の犯罪に不正利用される被害を未然に防止することを目的としています。ご利用されていない預金口座を改めてご確認くださいとともに、日常的なご利用をお願いするものです。

対象となるのは、手数料新設日（令和4年4月1日）の前日以前に開設された口座を含む普通預金及び貯蓄預金のうち、2年以上ご利用がなくかつ残高が10,000円未満の口座になります。なお、日常的に入出金や口座振替等のお取引をされている口座が未利用口座管理手数料の対象となることはございません。なお、本手数料の引落しにより残高が0円となった未利用口座は、自動的に解約させていただきます。

1. 「未利用口座管理手数料」概要

新設日	令和4年4月1日（金） ※ 初回の手数料引落しは令和5年4月以降を予定しております。 （管理開始日：令和3年4月1日）
対象預金	・普通預金（総合口座定期預金残高0円の口座含む） ・貯蓄預金 ※ 無利息型普通預金口座は除きます。
対象口座	最終ご利用（ご入金またはご出金、口座振替）日から2年間以上お取引が無い預金口座を対象とします。
対象外となる口座	・口座残高が10,000円以上である場合 ・同一のお取引店舗にお借入れがある場合 ・同一のお取引店舗に定期預金、定期積金、投資信託、生命・傷害保険、公社債等のお取引がある場合
手数料	年間1,320円（税込）
未利用口座のお取扱	・未利用口座の対象となった際は、ご登録されている住所に「ご案内」を郵送いたします。「ご郵送」が到達しなかった場合でも到達したものとみなします。 ・郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用またはご解約がない場合、対象口座から本手数料を引き落とします。 ・預金口座残高が本手数料に満たない場合は、残高を本手数料として引き落とし、自動的に預金口座を解約させていただきます。（預金口座残高0円の預金口座含みます。） ・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた預金口座の再利用にはお応えできませんのでご了承ください。

2. 残高10,000円未満の普通預金口座、貯蓄預金口座の解約手続きの簡素化について

令和4年4月1日（金）から個人および個人事業主のお客さまを対象に、残高10,000円未満の普通預金口座（総合口座定期預金残高0円の総合口座普通預金を含む）、貯蓄預金口座の解約手続きにおけるご印鑑の押印を不要とし、通帳をご持参のうえ本人確認書類をご提示いただくことで解約いただけるなど、お手続きの簡素化を図る予定であります。

3. 預金規定の一部改定について

(1) 未利用口座管理手数料の新設にあたり流動性預金共通規定、総合口座取引規定を改定いたします。

(2) 改定日

令和4年4月1日（金）

(3) 改定内容

対象の預金規定に以下の条項を新設いたします。

改定後の新設条項
<p>(未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 普通預金口座（無利息型普通預金を除きます。）および貯蓄預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定のご利用がない口座を未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面（第4項により解約が見込まれる場合はその旨の通知を兼ねます。）を郵送します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(3) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合（残高が0円の口座を含みます。）、当金庫は当該預金残高を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、当該未利用口座を解約することができるものとします。なお、口座残高を超えて未利用口座管理手数料の支払義務はございません。</p> <p>(5) 引落しとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、前項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。</p>

※ なお、ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。